



島根県報

令和3年12月21日（火）

第 271 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自 然 環 境 課) 2

【告 示】

指定漁船調書の縦覧 (水 産 課) 3

漁業災害補償法の規定による同意 (沿 岸 漁 業 振 興 課) 4

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正 (中 小 企 業 課) 4

公布された条例等のあらまし

◇島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第169号）

1 規則の概要

- (1) 行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1—様式第4関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第169号

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則（昭和36年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「第3条第1項第2号」を「前条第1項第2号」に改める。

第19条の2第7項第2号オ中「付帯工作物」を「附帯工作物」に改める。

第20条第11号の7及び第11号の9中「付帯する」を「附帯する」に改める。

様式第1(1)中「㊟」、「島根県 市 郡 町 村 大字 字 番地」及び

「

様 式	
-----	--

を削り、「仕様」を「関連行
」

為」に改め、同様式(2)中「㊟」及び「島根県 市 郡 町 村 大字 字 番地」を削り、同

様式(3)中「島根県知事」、「㊟」及び「島根県 市 郡 町 村 大字 字 番地」を削り、

同様式(4)及び(5)中「㊟」及び「島根県 市 郡 町 村 大字 字 番地」を削り、同様式(6)

中「島根県知事」、「㊟」及び「島根県 市 郡 町 村 大字 字 番地」を削り、「仕

様」を「関連行為」に改め、同様式(7)中「島根県知事」及び「㊟」を削り、同様式(8)及び(9)中「㊟」及び

「島根県 市 郡 町 村 大字 字 番地」を削り、同様式(10)中「島根県知事」、「㊟」及

び「島根県 市 郡 町 村 大字 字 番地」を削り、同様式(11)中「島根県知事」、「㊟」

及び「島根県 市 郡 町 村 大字 字 番地」を削り、同様式(12)中「島根県知事」及び

「㊟」を削り、同様式(13)中「島根県知事」、「㊟」及び

「島根県 市 郡 町 村 大字 字 番地」を削り、同様式(14)中「島根県知事」、「㊟」、

郡 村 」

「 島根県 市 町 大字 字 番地」及び
郡 村

「

仕様の概要

を削り、同様式(15)中「島根県

知事」、「㊟」及び「 島根県 市 町 大字 字 番地」を削る。
郡 村

様式第2(1)中「島根県知事」及び「㊟」を削り、同様式(1)の備考の(2)中「進捗状況」を「進捗状況」に改め、同様式(2)中「島根県知事」、「㊟」及び「 島根県 市 町 番地」を削り、同様式(2)の備考の(2)中「進捗状況」を「進捗状況」に改め、同様式(3)中「島根県知事」、「㊟」及び

「 島根県 市 町 番地」を削り、同様式(3)の備考の(3)中「進捗状況」を「進捗状況」に改める。
郡 村

様式第3中「島根県知事」、「㊟」及び「 島根県 市 町 番地」を削り、同様式の備考の(2)中「進捗状況」を「進捗状況」に改める。

様式第4中「㊟」を削り、「認可(承認)」を「許可」に改め、同様式の備考の(1)中「進捗状況」を「進捗状況」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正前の島根県立自然公園条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第747号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年12月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

出雲市多伎町口田儀489-8 小島伸二
" 口田儀595 石飛節郎
" 小田33-3 秦茂

(2) 加入区

多伎町加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

- (2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第748号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年12月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 加入区の名称

平田

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

島根県告示第749号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月21日

島根県知事 丸 山 達 也

別表特別融資の部創業者支援資金の項中

「

設備資金
50,000,000
円
運転資金
30,000,000
円
ただし、融
資対象者の
欄(1)及び(2)
に掲げる者
について
は、次に掲

げる場合に
応じ、それ
ぞれ次に定
める額とす
る。

(1) 中小企
業等経営
強化法
(平成11
年法律第
18号) 第
4条第1
項に規定
する創業
等関連保
証(以下
「創業等
関連保
証」とい
う。)を
受けよう
とする場
合 設備
資金と運
転資金と
の合計額
として、
15,000,000
円又は自
己資金額
のいずれ
か低い額

「
設備資金
50,000,000
円
運転資金
30,000,000
円
ただし、融
資対象者の
欄(1)及び(2)
に掲げる者
については、設備資
金と運転資
金との合計
額として、
産業競争力
強化法(平
成25年法律
第98号) 第
129条第1項
に規定する
創業関連保
証(同条第
3項各号に
掲げる要件
のいずれに
も該当する
創業者であ
る中小企業
者に係るも
のを含む。
以下「創業
関連保証」

を

に改める。

(2) 産業競
争力強化
法(平成
25年法律
第98号)
第129条第
1項に規
定する創
業関連保
証(同条

第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを含む。以下「創業関連保証」という。)を受けようとする場合設備資金と運転資金との合計額として、20,000,000円

という。)の保証限度額とする。

」

」

別表の注の3第4号を次のように改める。

(4) 創業関連保証

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和3年12月21日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。